

# 2026(令和8)年度 静岡県シニアサッカーリーグ 各種大会 運営要綱

## 第1条 (組 織)

- 1) 県シニアリーグ・各種大会は、以下のチームで組織し、リーグ実行委員会を設け運営する。  
 なお、実行委員会の組織(役員)については別に示す。
- 2) リーグ実行委員会の事務局は、各支部が輪番制で2年間担当する。(平成20年度から)  
 2016/17…中東部 2018/19…中部 2020/21…中西部 2022/23…東部 2024/25…西部  
 2026/27…中東部 2028/29…中部 2030/31…中西部 2032/33…東部 2034/35…西部
- 3) 参加チームは、日本サッカー協会に「シニア」種別で加盟登録したチームであること。( )内は略称  
 東 部 ……すそのシニアFC(すその)、三島シニアFC(三島)、FC沼津シニア(沼津)  
 アスルクラロ沼津シニア(アスル・アスルW・アスルB)、富士ワンダーブレインFC(富士)、  
 富士岳南FC(富士岳南)、セレソン富士宮フットボールクラブ(富士宮)  
 中東部 ……清水新星クラブ(新星)、清水クラブOB(清水)  
 中 部 ……駿府フットボールクラブ(駿府)、静岡横内シニア(静岡)  
 中西部 ……焼津飛魚サッカークラブ(焼津)、NPO 藤枝東フットボールクラブシニア(藤枝東)  
 藤枝フットボールクラブ(藤枝)、椋原シニアサッカークラブ(椋原)、  
 島田シニアフットボールクラブ(島田)  
 西 部 ……掛川シニアサッカークラブ(掛川)、磐田サッカー協会シニアクラブ(磐田)、  
 浜松怪童クラブ(浜松)、浜松アクトFC(アクト)
- 4) クラス別参加チーム
  - ・40リーグ(1部)〈10チーム〉  
 三島・藤枝・静岡・駿府・新星・島田・藤枝東・富士岳南・磐田・アスル
  - ・40リーグ(2部)〈9チーム〉  
 焼津・浜松・掛川・富士宮・清水・椋原・富士・すその・沼津
  - ・50リーグ(1部)〈10チーム〉  
 藤枝・静岡・駿府・焼津・藤枝東・三島・磐田・浜松・沼津・島田
  - ・50リーグ(2部)〈9チーム〉  
 富士岳南・清水・新星・アスル・すその・掛川・富士・椋原・富士宮
  - ・60リーグ(1部)〈10チーム〉  
 藤枝・浜松・藤枝東・焼津・磐田・静岡・駿府・清水・新星・椋原
  - ・60リーグ(2部)〈9チーム〉  
 富士宮・富士・アスルB・富士岳南・アスルW・三島・アクト・沼津・掛川
  - ・70リーグ〈10チーム〉  
 新星・焼津・清水・藤枝東・浜松・藤枝・沼津・東部・磐田・駿府  
 ※東部(富士、富士岳南、富士宮の合同チーム)  
 ※沼津(沼津、アスル、すその、三島、駿府の合同チーム)
  - ・75リーグ(5チーム)  
 焼津・東部・清水・藤枝・西部  
 ※東部(沼津、すその、富士、富士岳南、富士宮、駿府の合同チーム)  
 ※清水(新星、清水の合同チーム)  
 ※藤枝(藤枝東、藤枝の合同チーム)  
 ※西部(磐田、浜松の合同チーム)
  - ・80リーグ(2チーム)  
 ※東部(沼津、アスル沼津、すその、三島、富士、富士岳南、富士宮、清水、新星、駿府、  
 静岡の合同チーム)  
 ※西部(焼津、藤枝東、藤枝、椋原、島田、磐田、浜松の合同チーム)
- 5) 新規加盟(リーグ参加)の受付は、前年の10月末日までとする。

なお、加盟の可否はシニア委員会の決定による。

## 第2条 (競技方法)

- 1) 40リーグ(1部・2部):1回戦総当り  
 (1部リーグ下位2チームは自動降格、2部リーグ上位2チームは自動昇格)
- 2) 50リーグ(1部・2部):1回戦総当り  
 (1部リーグ下位2チームは自動降格、2部リーグ上位2チームは自動昇格)
- 3) 60リーグ(1部・2部):1回戦総当り  
 (1部リーグ下位2チームは自動降格、2部リーグ上位2チームは自動昇格)
- 4) 70リーグ:1回戦総当り
- 5) 75リーグ:2回戦総当り
- 6) 80リーグ:6試合
- 7) リーグ戦順位決定方法
  - ・勝点/勝ち:3点、引分:1点、負け:0点
  - ・順位/1)勝点の多い順 2)得失点差の多い順 3)総得点の多い順
  - 4)当該チームの対戦結果 5)1~4で決定しない場合は、プレーオフまたは抽選

## 第3条 (選手登録)

- 1) 日本サッカー協会シニア登録を完了した者。
- 2) 女性については、40歳以上で日本サッカー協会女子登録及びシニア登録を完了した者。
- 3) 各クラスの選手登録の年齢規定は次のとおりとする。  
 40リーグ:1987年(昭和62年)4月1日以前生まれ  
 50リーグ:1977年(昭和52年)4月1日以前生まれ  
 60リーグ:1968年(昭和43年)4月1日以前生まれ  
 70リーグ:1958年(昭和33年)4月1日以前生まれ  
 75リーグ:1952年(昭和27年)4月1日以前生まれ  
 80リーグ:1947年(昭和22年)4月1日以前生まれ  
 \*県シニアリーグ登録選手でシニア以外チームとの重複登録はJFAシニア登録を優先する。  
 その上でシニア以外チーム(カテゴリー事務局)に出場許可を取る。  
 \*0-70クラスを持たないチームに所属する0-70選手は既存0-70チーム所属として出場可能。  
 ただし、0-70クラスのチームを持つ選手は所属チーム0-70のみ出場可能。  
 ◎1987年(昭和62年)4月1日以前生まれの女性は75・80リーグ以外出場できる  
 ◎1977年(昭和52年)4月1日以前生まれの女性は80リーグ以外出場できる  
 ◎1967年(昭和42年)4月1日以前生まれの女性は全リーグ出場できる  
 \*県シニアリーグ登録女性選手は、自チーム(JFA登録先)との重複登録を認め、登録料の重複も発生しない  
 \*県シニアリーグ登録女性選手は、試合中常時出場可能な人数は下記表による。

クラス	40	50	60	70	75	80	
1987年(昭和62年) 4月1日以前生まれ						×	40歳
1977年(昭和52年) 4月1日以前生まれ			○				50歳
1967年(昭和42年) 4月1日以前生まれ							60歳

◎75・80リーグにおいてメンバーが足りない場合、対戦チームの了解のもと補充可とする。

- 4) 参加チームは、リーグ実行委員会が定める期日までに、「チーム・選手登録用紙」(様式2)を提出すること。
- 5) シーズン中の選手移籍は、当該2チーム代表者の了解した旨の「選手移籍申請書」(様式9)をリーグ実行委員会に提出し、実行委員長の「選手移籍承認書」(様式10)を受領し、さらに「追加登録届」(様式11)をリーグ実行委員会に提出し、実行委員長の「追加登録承認書」(様式12)を受領した時

点から選手として出場できる。

- 6) シーズン中の追加登録は、日本サッカー協会への登録申請が完了後、「追加登録届」(様式11)をリーグ実行委員会に提出し、実行委員長の「追加登録承認書」(様式12)を受領した時点から選手として出場できる。
- 7) 移籍、追加登録は、当該年度10月末日を登録期限とする。
- 8) 同一チームに登録されている選手は、下の年齢のクラスの試合に出場できる。
- 9) 試合会場に選手証(写真付きのもの。電子選手証可)を持参すること。
- 10) 登録規定(出場資格のない選手の不正出場)に違反した場合は、0-3の負けとする。ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合は、大きい方を有効とする。また、その年度の順位は最下位とする。

#### 第4条(競技規則)

日本サッカー協会の競技規則による。但し、70・75・80リーグについては、スライディングタックルおよびショルダーチャージは反則とし、直接フリーキックとする。

##### 1) 試合時間

40、50、60リーグは60分(30-10-30)とする。70リーグは50分(25-10-25)とする。  
75・80リーグは40分(20-10-20)とする。

##### 2) メンバー表の提出

試合開始30分前までに、所定のメンバー提出用紙(様式3)に、先発選手○、交代要員△、キャプテンの背番号に○を記入し、3部を試合球と一緒に当番チームに提出する。尚、キャプテンはキャプテンマークを着用すること。

(この1部は、当番チームが保管(最低1か月))

##### 3) 選手交代

選手交代は退いた競技者が再度または複数回出場できるものとする。

交代要員は、副審又は本部による用具チェックを受け、交代して退く競技者がフィールドを離れた後、主審の承認を得てからフィールドに入ること。

##### 4) 懲罰

・退場を命じられた選手は次の1試合出場停止とする。それ以降の処置についてはシニア規律委員会(シニア委員長、審判委員長、シニア規律委員長)で決定する。

・リーグ期間中、2回の警告を受けた者は、次の1試合を出場停止とする。  
当該年度内に消化できない場合は次年度に持ち越さない。

・退場を命じられた選手は、出場停止処分を受けたチームが出場する直近の県シニアリーグ戦を出場停止とする。

当該年度に消化できない場合は次年度に持ち越しとなる。

\*県シニアリーグでの出場停止は、出場可能な各クラス全ての直近の試合とする。

\*出場停止者が属するクラスの出場停止試合が消化するまで、下のクラスの試合には出場できない。

・75・80リーグにおいては、退場(イエロー2枚、レッド1枚)に対する選手の補充可とする。

・その他すべての懲罰については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定による。

##### 5) ユニフォーム

・県シニアリーグに登録した「チーム・選手登録用紙」(様式2)にて登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ・ショーツおよびソックス)を試合会場に持参しなければならない。

・正・副の2色については明確に異なる色とする。

・主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似し判別しがたいと判断したときは、両チーム立会いのもと、その試合において着用するユニフォームを決定する。

・前項の場合、主審は両チームの各組のユニフォームのうちから、シャツ・ショーツおよびソックスのそれぞれについて判別しやすいくみ合せを決定することができる。

・ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ・ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。

・ソックスにテープまたはその他の材質のものを張り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと

同色でなくても良い。

- ・アンダーシャツの色は問わない、ただし原則としてチーム内で同系色のものを着用する。
- ・アンダーショーツ、タイツの色は問わない。

・試合時の背番号は、当日本部へ提出するメンバー提出用紙(様式3)による。

・ユニフォームへの広告表示は日本サッカー協会の「ユニフォーム規定」による。

・80リーグは、ピブス(番号付き)も可とする。

\*2020年3月18日付け(公財)日本サッカー協会通達「選手の用具に関する運用緩和について」により審判員、当番チーム責任者、当該チームで協議し試合前に決定。

##### 6) 試合球

- ・40・50リーグは一般球とし、60リーグは400g、70・75・80リーグは380gの軽量球とする。
- ・試合球は対戦チームの持ち寄りとする。

##### 7) ベンチ

対戦表の左側のチームが、ピッチに向かって左側のベンチを使用する。

##### 8) 無断棄権したチームは当該試合を0-3の負けとし、その年度の順位は最下位とする。

また、試合運営被害額として5万円をリーグ実行委員会に支払うこと。

##### 9) チーム事情により試合を棄権する場合は、「棄権届」(様式8)を1週間前までに実行委員会に提出する。棄権したチームは当該試合を0-3の負けとする。

##### 10) 交通事情等で試合開始時刻に遅延した場合は、対戦チームおよび当番チームと協議することとし、開始時刻を30分経過した時点で試合不成立とし、0-3の負けとする。

##### 11) 落雷事故防止対策として、雷鳴がかすかに聞こえた場合は試合を速やかに中断し、安全な場所に退避する。屋外に出るのは雷活動が止んで20分以上経過してからとする。その後の運営については「シニアリーグ運営指針」による。

##### 12) 熱中症対策については、万全を期すこと。

以下の場合、試合を中止とする。当番チームは熱中症計を必ず準備すること。

WBGT温度が31℃を超える場合は試合を中止とする。中止の判断は、前半及び後半開始時に行う。試合開始前にWBGT温度28℃以上の場合は該当試合の2チームで話し合い、どちらか一方もしくは双方が中止を希望した場合は試合中止とする。その後の運営については「シニアリーグ運営指針」による。  
【シニアリーグでの運営指針】

・開始遅延・試合中断・試合中止・試合再開は当日のスケジュール及び会場使用時間等を考慮の上、審判員と当番チーム責任者で協議し決定する。尚、アップ時間については、該当両チーム責任者も含め協議する。

・審判料の支払いについては、リーグ要綱 第5条 に準ずる。

◇試合開始前：事象が収まった後、試合開始する。

試合開始が60分以上(アップ時間含)遅延した場合、該当試合は延期試合扱いとする。

◇試合途中：中断し、事象が収まった後、残時間分を消化する。

中断時間が30分以上(アップ時間含)に及んだ場合、試合打ち切り=コールドゲームとする。

前半が終了する前に中断した場合は、延期試合扱いとする。中断までに提示された警告・退場などの懲戒罰は消滅する。前半終了後に中断した場合は試合成立とし、再試合は行わない。

後半開始後に中断した場合は、中断時のスコアをもって試合成立とし、再試合は行わない。

◇延期試合：延期試合の日程は、あらかじめ準備された予備日程の中で事務局が調整を行う。

予備日程での調整が困難な場合は、当該チームが会場の確保と日程の調整を行う。調整困難な場合、別途シニア委員会と協議する。

13) 飲水タイムは、天候の状況により審判員と当番チーム責任者で協議決定する。